

事由別給付金及び必要書類一覧

(平成18年4月1日現在) 給付金単位：円

給付事由		給付金	会員または事業所が用意する証明書等の必要書類			
祝い金	会員の結婚	30,000	・ 所定の慶弔共済事由発生報告書兼証明書			
	会員または配偶者の出産	10,000				
	会員の子の小学校への就学	10,000				
	会員の子の中学校への就学	10,000				
	会員の成人	5,000				
	会員の還暦	5,000				
死亡弔慰金	会員	65歳未満	100,000	・ 死亡診断書 ・ 所定の慶弔共済事由発生報告書（本人死亡・後遺障害）用		
		65歳以上	50,000			
		不慮の事故の時 (注1) 上記に加算	50,000	・ 不慮の事故が証明できる公的証明書と死亡診断書 ・ 所定の慶弔共済事由発生報告書（本人死亡・後遺障害）用		
		交通事故の時 (注2) 上記に加算	100,000			
		配偶者（内縁関係を含む）	20,000	・ 所定の慶弔共済事由発生報告書兼証明書		
		子	10,000			
		親（実・義父母）	5,000			
会員の身体障害見舞金	不慮の事故の時	1級150,000～ 14級2,000	・ 所定の後遺障害診断書 ・ 不慮の事故の場合は、事故を証明できる公的証明書 ・ 交通事故の場合は、事故を証明できる公的証明書 ・ 所定の慶弔共済事由発生報告書（本人死亡・後遺障害）用			
	交通事故の時	1級:250,000～ 14級:6,000				
会員の傷病休業見舞金		14日以上	5,000	・ 所定の慶弔共済事由発生報告書兼証明書		
		30日以上	10,000			
		60日以上	15,000			
		90日以上	20,000			
		120日以上	25,000			
会員が居住する住居物件の災害見舞金	火災・落雷・破裂・爆発 ・ 他人車両の飛び込み、 他人物件からの漏水による住居 の破損割合		70%以上	100,000	◇ジョイセブンまたは全労済東濃支所中津川分室 TEL0573-66-6031 へ速やかに連絡下さい。 被害状況の調査に伺います。 ☆被害の状況が確認できない場合、給付金は支払い出来ません。 ・ 消防署または自治体の罹災証明書 （軽度の場合は、業者・近隣者等の原因証明書等に置き換える場合も あります。） ・ 必要書類は、調査時にお渡しし説明させていただきます。	
			50%以上	90,000		
			30%以上	70,000		
			20%以上	50,000		
			10%以上	30,000		
			5%以上	20,000		
			5%未満	5,000以内		
	住居の破損割合が		70%以上	30,000		
			20%以上	15,000		
	住居の損害額が		100万円超え	3,000		
			20万超え	1,000		
	自然災害 床上浸水で全床面積の	50% 超え		150cm超え		15,000
				100cm超え		10,000
				70cm超え		7,000
				40cm超え		5,000
50% 未満			40cm未満	3,000		
			100cm超え	3,000		
			100cm未満	1,000		
住宅災害による同居家族の死亡			10,000	・ 死亡診断書 ・ 所定の慶弔共済事由発生報告書兼証明書		

※ (注1) 不慮の事故とは⇒偶然かつ外来原因によって生じた事故を言います。

(注2) 交通事故とは ⇒日本国内で道路交通法に言う道路でエンジンつき車両によって生じた事故を言います。